

公益社団法人 私立大学情報教育協会
平成 25 年度第 2 回法律学教育 F D / I C T 活用研究会議事概要

- I. 日時 : 平成 25 年 12 月 20 日 (金) 18:30-20:00
II. 場所 : 公益社団法人 私立大学情報教育協会 事務局会議室
III. 出席者 : 加賀山委員長、執行委員、笠原委員、吉野委員、高嶋委員 (スカイプ)
(事務局) 井端事務局長、森下主幹、松本

IV. 検討事項

1. アンケートを踏まえた教育改善モデルの実現に向けた課題について

アンケートの意見を踏まえた見直しを行ったが、「学士力の考察」を特に修正する必要はないと判断された。

アンケートの意見に「この提案は、法科大学院向けであり、法学士課程教育においては困難である。」「法学教育には①法学を専攻する学生と②法学以外の分野を専攻する学生への教養課程があり、②が圧倒的に多いが、今回の提案は、教養課程における法学教育では全く参考にならない。」との意見があり、検討を行った。

① 法科大学院向けであり、法学士課程教育においては困難である

5 年後を見据えた教育であること、学部と法科大学院で法学教育の内容に差は無いことが委員の共通認識である。

② 他学部、教育科目での展開

今回の提言は法学士課程の学士力を検討したので十分に検討されてはいないが、以下のような意見があり次年度の検討課題とすることにした。

- ・ 社会人としてすべての分野で法的な発想・思考が必要とされている。
- ・ 次の課題として、教養の一環、あるいは学際的な法学教育を検討すべきでは。
- ・ 今回の提言との関係を明確にすべき。
- ・ 今回の提言は法学士課程教育。次の課題としてのより広い法学教育を検討すべき。

③ 教育改善モデルについて

委員から資料により以下の趣旨説明がなされた。

- ・ モデル 1, 2, 3 の問題点の指摘に対して、具体例を挙げることにより解説を加えた。

事例次第では、小学生からも教育できることを示し、実現の可能性をより分かり易く説明した。

<http://www.houkyouiku.jp/textbook.html#tbfor3>

原案にこの具体例を組み込むことによってより説得力があり、より良いモデルになるのではないかと指摘があり、検討した。

2. 来年度の検討課題の設定

(1) 学際的教育のための法学教育の基礎を検討する。

法学部以外の教育においても法的思考力を持って問題を解決する教育を今後検討し、「学際的な教育のための法学教育の基礎」について、研究を深めて行くことにした。

- ・ 「ICT と関係ない到達目標や到達度を提示して意見を聞くのはおかしい・・・」に対する返答。

事務局案をもとに検討。2 段目「・・・対面授業の補完として ICT を活用した教育改善モデルの・・・」という表現は、対面授業の補完に限定される印象がある。一方、情報教育協会としての授業改善の目標は、対面授業からネット授業への変換を推進するものではない。との議論から、上記の部分
を、「授業において ICT を利用した」との文面に変更。それ以外のところは、概ね、事務局案で了承。

- ・ 「アートとデザインは別に論ずることに配慮すべき。」「デザインと美術・芸術を同じ分野として扱っていることに、大きな問題がある。・・・」

これはもっともな問題であるが、私情協としての分野分類についての立場と事情、考え方などを説明して、理解を得るような方向で文面を作成することを事務局に一任。

2. 今後の委員会の進め方について

- ・ 『授業における ICT 活用』アクティブラーニングについて、個々のケース（実例）を集める、モデルを提示することで理解を深める。
- ・ 委員以外の先生方にも集まっていたいただき、対話しながら広く意見を求める。（集会）能動的学習のしくみを考える。Ex.) ICT を使ってサイバー空間で作品発表、評価等、プロジェクトを用意し、私情協がバックアップする。→すでに実行済みであっても、より大きなパッケージで行えば、教育における地域間格差を補える。

以上のような議論をふまえて、来年度末3月に東京にて集会を開催し多くの先生方に議論していただくこととした。

① 集会のテーマ：美術・デザインの分野で地域、社会、他大学と連携した仕組みづくりなど

② 集会の場所、日時、具体的な内容

集会の準備のために6月頃に運営委員会を開き、詳細をつめる。

以 上